

監 第 236 号

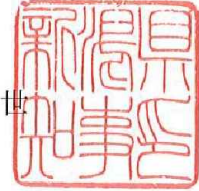
平成31年 4月24日

再複写無効

(有) スーパージャングル

原 正行 様

新潟県知事 花 角 英 世



一般 建設業の許可について (通知)

平成 3 1 年 4 月 5 日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	新潟県知事 許 可 (般 - 31) 第 41600 号
許可の有効期間	平成 31 年 5 月 21 日から平成 36 年 5 月 20 日まで
建設業の種類	

土木工事業
石工事業
舗装工事業
塗装工事業
解体工事業

とび・土工工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成 36 年 4 月 20 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)